

仕 様 書

本仕様書において、名古屋港管理組合を売渡人とし、買受人に下記のとおり発生材一式を売却するものとする。

1 件名

令和4年度西部木材港波除堤撤去工事（その4）に伴う発生材の売却

2 契約期間

契約締結日から令和6年7月12日

3 売買物件及び予定数量等

別表「発生材一覧（予定数量）」のとおりとする。

ただし、予定数量はあくまでも予定であり、これを保証するものではない。

4 契約の方法

単価契約

5 売買物件の仮渡し及び計量

- (1) 買受人は、契約締結後、撤去期限までに売買物件の仮渡しを受け、都道府県知事の登録を受けた計量事業者において売買物件を計量のうえ、計量証明書を売渡人に提出するものとする。
- (2) 積み込み完了時（運搬前）及び計量時の状況を写真撮影し、計量証明書に添付するものとする。
- (3) 積み込み及び計量には、売渡人の担当者が立ち会うことができる。
- (4) 売買物件の仮渡し及び計量にあたっては、別紙様式1により売渡人に申請し、許可を受けること。
- (5) 買受人は、売買物件の仮渡しを受けたときは、別紙様式2により売渡人に物品受領書を提出すること。
- (6) 計量証明書、写真及び物品受領書は、物品仮渡しの日から7日以内に提出すること。

6 売買物件の保管・仮渡し場所

弥富市（臨港地区内）

7 売買物件の撤去期限

令和6年6月20日

8 売買代金の算定及び支払い方法

- (1) 売買代金は、5（1）に基づき提出された計量証明書に記載の数量に、契約単価を乗じて得た金額とする。

- (2) 買受人は、売渡人が発行する納入通知書により、納入通知書発行の日から15日以内に売買代金を納付しなければならない。

9 所有権の移転等

本物件の所有権は、買受人が売買代金を全額納付したときに移転するものとする。

10 不可抗力による解除

買受人は、この契約締結時から5(1)に定める売買物件の仮渡しまでの間において、売買物件が当事者双方の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、双方協議の上、契約を合意により解除することができる。

11 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任

- (1) 買受人は、この契約締結後、売買物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、買受人は、この契約締結時から5(1)に定める売買物件の仮渡しまでの間において、物品の内容、数量、引渡し期限その他の契約事項に著しく公平を欠くと認められる事情が生じたときは、双方協議の上、契約を合意により解除することができる。

12 契約の解除

売渡人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

13 損害賠償

売渡人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けた時は、その損害の賠償を請求することができる。

14 その他

- (1) 既設構造物等を損傷しないよう留意すること。損傷した場合は、買受人の責任において速やかに復旧すること。
- (2) 事故防止に万全な措置を講ずること。事故が発生した場合は、買受人の責任において処理すること。
- (3) 引き渡し物件の付着物や土等を保管場所また通路へまき散らさないよう十分注意を払いながら搬出すること。また保管場所にて引き渡し物件の解体等を行って搬出する場合は、付着物及び杭中の土については買受人にて適正に処分するものとする。
- (4) 搬出終了後、保管場所に土砂等のまき散らしが見つかった場合は、土場の整正や掃除を行うこと。

別表

発生材一覧（予定数量）

名称	規格	数量	単位	備考
鋼管	φ 1,016 t=12 L=4.2m(平均)	42,411.6	kg	
鋼管	φ 1,016 t=12 L=3.2m(平均)	1,900.8	kg	
鋼管	φ 1,016 t=12 L=2.5m(平均)	1,485.0	kg	
鋼管	φ 1,016 t=12 L=1.6m(平均)	950.4	kg	
鋼管	φ 1,016 t=12 L=0.6m(平均)	178.2	kg	
鋼管	φ 450 t=12 L=6.2m(平均)	7,254.0	kg	
鋼管	φ 700 t=16 L=5.6m(平均)	6,048.0	kg	
	合計	60,228.0	kg	

※予定数量はあくまでも予定であり、これを保証するものではありません。

別紙様式 1

名古屋港管理組合
総務部 会計課長 様

住所

氏名

物品の搬出日等の申請

令和〇年〇月〇日契約の「令和 4 年度西部木材港波除堤撤去工事（その 4）に伴う発生材の売却」について、物品の搬出等を下記のとおり行いたいので、申請します。

記

搬出日時 令和〇年〇月〇日 〇時から 〇時まで

搬出先（計量場所）

計量予定日時 令和〇年〇月〇日 〇時

以上

物品搬出日の許可

上記の物品搬出日等について、申請のとおり許可します。

名古屋港管理組合
総務部会計課長

（本許可は、本書を複写のうえ交付する。）

年 月 日

物 件 受 領 書

名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合 管理者

○○○○○ ○ ○ ○ ○ 様

住 所

氏 名

売買物件の引渡しを受けましたので、売買契約書第4条の規定により、受領書を提出します。

(売買物件)

- 1 物件名 令和4年度西部木材港波除堤撤去工事（その4）に伴う発生材の売却（ 年 月 日契約）
- 2 種別及び数量 別紙計量証明書のとおり

参考資料

(写真帳)

写真はあくまでも参考です。必ず現物をご確認ください。

